

令和7年2月議会定例会提出議案の概要

議案番号	件名	主な内容
1	専決処分について 専決第1号 新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について	新潟県市町村総合事務組合と構成市町村等が共同で処理する事業において、令和7年4月1日から新たに妙高市を加える規約の変更について、新潟県市町村総合事務組合の国に対する許可申請期限までに変更する必要があることから専決処分としたもの
2	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するもの
3	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	国の低所得者に対する保険料軽減措置に係る所得判定基準の見直しに伴う改正とあわせ、所要の整理を行うもの
4	令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	特別高額医療費共同事業拠出金及び諸支出金に不足が生じる見込みであることから、所要の経費について、補正を行うもの 【補正前】 298,526,831 千円 【補正額】 10,479 千円 【補正後】 298,537,310 千円
5	令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	【歳入歳出総額】 1,782,906 千円
6	令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	【歳入歳出総額】 305,947,557 千円

議案第 1 号関係

専決第 1 号

新潟県市町村総合事務組合理約の変更について

議案第 1 号関係資料

議案第 1 号 専決処分について

専決第 1 号 新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

1 規約変更の理由

新潟県市町村総合事務組合と構成市町村等が共同で処理する事業において、令和 7 年 4 月 1 日から新たに妙高市を加えることに伴い、構成団体である本広域連合においても新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について議決が必要であるため

2 専決処分とした理由

当該規約の変更の際し、新潟県市町村総合事務組合では、構成団体の規約改正を受け、国・県への許可手続きが必要となり、期限を令和 7 年 1 月 17 日としていることから、この期限において広域連合議会の招集が困難であったため

以上の理由により、令和 6 年 11 月 27 日付けで専決処分を行ったもの

議案第1号関係

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新旧対照表

新		旧	
別表第1 (第2条関係) (略)		別表第1 (第2条関係) (略)	
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
共同処理する事務	組合市町村等	共同処理する事務	組合市町村等
1 (略)		1 (略)	
2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定による公平委員会の設置	(略)、糸魚川市、妙高市、五泉市(略)	2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定による公平委員会の設置	(略)、糸魚川市、五泉市(略)
3 地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	(略)、糸魚川市、妙高市、五泉市(略)	3 地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	(略)、糸魚川市、五泉市(略)
4～16 (略)		4～16 (略)	
<p>附 則</p> <p>この規約は、令和7年4月1日から施行する。</p>			

議案第 2 号関係

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

議案第 2 号関係資料

議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1 条例制定の趣旨

「刑法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 6 7 号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和 4 年法律第 6 8 号）（以下併せて「改正法」という。）が令和 7 年 6 月 1 日に施行されることに伴い、懲役及び禁錮が新たに拘禁刑として単一化されることから、本広域連合の条例の規定中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるとともに、所要の整理を行うもの

2 条例制定の概要

- (1) 懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設する
- (2) 罰則の法定刑について、無期懲役及び無期禁錮は「無期拘禁刑」に改め有期懲役及び有期禁錮は長期及び短期を現行のものと同じくする「有期拘禁刑」に改める

3 制定に伴い改正となる条例

- (1) 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- (2) 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例
- (3) 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例

4 施行日

令和 7 年 6 月 1 日（附則第 1 条）

5 経過措置

本条例の施行日前の行為の処罰については、改正前の条例を適用するため、「なお従前の例による」との経過措置その他必要な経過措置を設ける（附則第2条、第3条）

議案第 3 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第 3 号関係資料

議案第 3 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部
改正について

1 一部改正の理由

国の低所得者に対する保険料軽減措置に係る所得判定基準の見直しに伴う改正とあわせ、所要の整理を行うもの

2 条例改正の概要

- ・保険料軽減判定基準額を見直し、軽減対象者を拡充する（第 15 条）
 - （1）均等割 5 割軽減の対象者（第 15 条第 1 項第 2 号）
被保険者数に乗ずる金額を 29 万 5 千円から 30 万 5 千円に引き上げる
 - （2）2 割軽減の対象者（第 15 条第 1 項第 3 号）
被保険者数に乗ずる金額を 54 万 5 千円から 56 万円に引き上げる
- ・その他所要の整理

3 施行日

保険料軽減判定基準額の見直し：令和 7 年 4 月 1 日
その他所要の整理に係る改正：公布の日

議案第3号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成19年11月27日 条例33号</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</p> <p>第2条の3 前条第1項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受ける額より少ないときは、その差額を支給する。</p> <p>(保険料の賦課総額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、</p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成19年11月27日 条例33号</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</p> <p>第2条の3 前条第1項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受ける額より少ないときは、その差額を支給する。</p> <p>(保険料の賦課総額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、</p>

所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第15条 (略)

(1) (略)

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に30万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項

所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第15条 (略)

(1) (略)

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に29万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項

<p>に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に<u>56万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第18条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者(法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条から<u>第19条第2項</u>までにおいて同じ。)が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、その申請によって、その納付することにより認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。</p>	<p>に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に<u>54万5千円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第18条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者(法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条から<u>第19条の2</u>までにおいて同じ。)が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、その申請によって、その納付することにより認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の3、第13条第3号及び第18条の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の主な内容

保険料軽減対象者の拡充

■軽減拡充の内容

均等割額を減額する基準（5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準）を変更し、保険料軽減の対象を拡充します。

①5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を30万5千円に引き上げます。

<p>【現行基準】 43万円＋（29万5千円×被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下</p>	➡	<p>【拡充後】 43万円＋（30万5千円×被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下</p>
--	---	---

②2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を56万円に引き上げます。

<p>【現行基準】 43万円＋（54万5千円×被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下</p>	➡	<p>【拡充後】 43万円＋（56万円×被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下</p>
--	---	---

■軽減拡充に係る対象人数等の推計

	対象人数	影響額
5割軽減拡充対象者数	2,090人	46,189千円
2割軽減拡充対象者数	△174人	△1,538千円

■施行年月日

令和7年4月1日施行（令和7年度以降の保険料から適用）

議案第 4 号関係

令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)

議案第 4 号関係資料

議案第 4 号 令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

【補正額】 10,479 千円 追加

【補正理由】 特別高額医療費共同事業拠出金の経費、過年度保険料還付金の精算に係る経費及び前年度国庫補助金の精算に係る経費を補正するもの

【歳入】

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
繰入金	3,221,324	10,479	3,231,803	医療財政調整基金繰入金 10,479
補正されなかった款にかかる額	295,305,507	0	295,305,507	
歳入合計	298,526,831	10,479	298,537,310	

【歳出】

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
特別高額医療費共同事業拠出金	110,595	355	110,950	特別高額医療費共同事業拠出金 355
諸支出金	2,648,698	10,124	2,658,822	保険料還付金 10,000 償還金（国庫補助金返還金） 124
補正されなかった款にかかる額	295,767,538	0	295,767,538	
歳出合計	298,526,831	10,479	298,537,310	

議案第 5 号関係

令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第5号関係資料

議案第5号 令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

《歳入歳出予算総額》

17億8,290万6千円（対前年度比：7,016万3千円減、3.8%減）

【歳入予算】

（単位：千円）

款	7年度予算	6年度予算	比較	主な科目の説明
分担金及び負担金	1,781,477	1,852,045	△70,568	共通経費負担金 ※P. 29参照
国庫支出金	710	694	16	特別調整交付金
その他の款の計	719	330	389	繰越金、諸収入
歳入合計	1,782,906	1,853,069	△70,163	

【歳出予算】

（単位：千円）

款	7年度予算	6年度予算	比較	主な科目の説明
総務費	1,781,559	1,851,741	△70,182	一般管理事務費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,709,587
				・事務局運営費 28,961
				・特別会計事務費繰出金 1,680,626
				職員派遣関係経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71,534
				・総務課等職員人件費負担金 70,722
その他経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 438				
その他の款の計	1,347	1,328	19	議会費、予備費
歳出合計	1,782,906	1,853,069	△70,163	

【増減の主なもの】

(減)一般管理事務費(対前年度比：6,974万円減)

システム更改終了に伴う特別会計予算への繰出金の減

議案第5号参考資料

令和7年度予算における市町村共通経費負担金見込一覧

(単位:千円)

No.	市町村	共通経費負担金
1	新潟市	557,260
2	長岡市	195,531
3	三条市	75,273
4	柏崎市	65,406
5	新発田市	74,243
6	小千谷市	31,930
7	加茂市	25,779
8	十日町市	46,361
9	見附市	35,072
10	村上市	51,443
11	燕市	62,358
12	糸魚川市	38,946
13	妙高市	29,799
14	五泉市	42,527
15	上越市	143,539
16	阿賀野市	35,500
17	佐渡市	48,773
18	魚沼市	32,113
19	南魚沼市	45,412
20	胎内市	27,204
21	聖籠町	15,093
22	弥彦村	11,549
23	田上町	14,479
24	阿賀町	15,068
25	出雲崎町	9,492
26	湯沢町	12,386
27	津南町	13,467
28	刈羽村	9,075
29	関川村	10,184
30	粟島浦村	6,215
合 計		1,781,477
広域連合予算額		1,781,477

議案第 6 号関係

令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号関係資料

議案第6号 令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合特別会計予算

《歳入歳出予算総額》

3,059億4,755万7千円(対前年度比:103億1,266万7千円増、3.5%増)

【歳入予算】

(単位:千円)

款	7年度予算	6年度予算	比較	主な科目の説明
市町村支出金	56,618,019	54,627,941	1,990,078	
保険料等負担金	32,479,750	31,335,650	1,144,100	保険料徴収分+保険料軽減分負担金
療養給付費負担金	24,138,269	23,292,291	845,978	療養給付費負担金
国庫支出金	103,132,122	99,564,901	3,567,221	療養給付費負担金…………… 72,414,808 高額医療費負担金…………… 1,500,586 調整交付金…………… 28,999,040 事業費補助金…………… 211,764 社会保障・税番号システム整備費補助金… 5,924 円滑運営事業費補助金…………… 0
県支出金	25,638,855	24,740,236	898,619	療養給付費負担金…………… 24,138,269 高額医療費負担金…………… 1,500,586
支払基金交付金	117,182,083	113,060,626	4,121,457	後期高齢者交付金
繰入金	2,898,319	3,192,289	△293,970	事務費繰入金…………… 1,680,626 医療財政調整基金繰入金…………… 1,217,693
その他の款の計	478,159	448,897	29,262	特別高額医療費共同事業交付金、財産収入、繰越金、諸収入
歳入合計	305,947,557	295,634,890	10,312,667	

【歳出予算】

(単位:千円)

款	7年度予算	6年度予算	比較	主な科目の説明
総務費	1,736,755	2,011,072	△274,317	総務管理費…………… 1,736,755 ・業務一般管理事務費 175,803 ・医療給付経費 702,174 ・電算システム経費 825,485 ・医療費適正化推進事業費 18,590
保険給付費	302,589,792	292,017,317	10,572,475	療養諸費…………… 286,051,341 ・療養給付費 277,381,039 ・療養費 1,613,941 ・食事・生活療養費 3,737,626 ・訪問看護療養費 2,467,509 ・審査支払手数料 850,385 高額療養諸費…………… 15,162,150 ・高額療養費 14,842,445 その他医療給付費…………… 1,376,301 ・葬祭費 1,376,300
保健事業費	1,158,559	1,177,049	△18,490	健康診査事業費…………… 716,452 ・健康診査業務委託料 649,631 ・歯科健診業務委託料 46,964 その他健康保持増進事業費…………… 442,107 ・低栄養・重症化予防業務委託料 17,085 ・一体的実施委託料 308,955 ・特別対策補助金 113,683
その他の款の計	462,451	429,452	32,999	特別高額医療費共同事業拠出金、支払基金拠出金、諸支出金、公債費、予備費
歳出合計	305,947,557	295,634,890	10,312,667	

【増減の主なもの】

(増)療養給付費(保険給付費)(対前年度比:97億7,336万円増)

被保険者の増加に伴う給付費見込みの増

(増)高額療養費(保険給付費)(対前年度比:3億4,255万9千円増)

被保険者の増加に伴う給付費見込みの増

(減)電算システム経費(総務費)(対前年度比:2億7,720万1千円減)

標準システムのクラウド化の終了に伴う対応業務の減

議案第6号参考資料

令和7年度予算における市町村保険料等負担金・療養給付費負担金見込一覧

(単位:千円)

No.	市町村名	保険料等負担金		療養給付費負担金
		(徴収分)	(保険料軽減分) ※保険基盤安定制度分	
1	新潟市	9,090,315	2,280,949	8,244,196
2	長岡市	3,003,178	830,833	2,646,074
3	三条市	1,151,844	321,553	967,346
4	柏崎市	960,530	274,415	926,813
5	新発田市	1,003,493	304,140	983,107
6	小千谷市	413,016	120,636	413,429
7	加茂市	290,456	103,237	302,148
8	十日町市	604,864	220,118	653,782
9	見附市	403,281	143,847	438,237
10	村上市	680,606	242,915	769,992
11	燕市	923,496	250,029	783,121
12	糸魚川市	548,348	171,514	582,012
13	妙高市	379,171	112,242	354,963
14	五泉市	483,246	199,685	598,780
15	上越市	2,183,345	590,678	2,085,943
16	阿賀野市	365,223	145,531	439,059
17	佐渡市	655,678	244,459	671,940
18	魚沼市	388,970	126,397	427,788
19	南魚沼市	584,375	166,506	601,228
20	胎内市	310,455	100,881	339,680
21	聖籠町	94,927	37,383	110,150
22	弥彦村	86,826	23,899	67,187
23	田上町	127,760	43,177	126,010
24	阿賀町	122,934	59,734	191,985
25	出雲崎町	51,982	20,726	54,875
26	湯沢町	113,976	30,731	95,575
27	津南町	104,205	41,107	132,297
28	刈羽村	50,124	11,832	38,191
29	関川村	53,177	25,038	86,112
30	粟島浦村	4,050	1,707	6,249
合計		25,233,851	7,245,899	24,138,269
広域連合予算額		32,479,750		24,138,269

